

薬生水発 1018 第 2 号
平成 29 年 10 月 18 日

各厚生労働大臣認可 { 水道事業者
水道用水供給事業者 } 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長
(公 印 省 略)

水道水質検査方法の妥当性評価ガイドラインの一部改定について

水道行政の推進につきましては、日頃から御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「水質基準に関する省令」(平成 15 年厚生労働省令第 101 号)の規定に基づく水道水の水質基準に係る検査方法については、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成 15 年厚生労働省告示第 261 号。以下単に「告示」という。)で定められています。また、水質管理目標設定項目に係る検査方法については、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」(平成 15 年 10 月 10 日付け健水発第 1010001 号。以下単に「通知」という。)で定められています。これに関連して、水道事業者等が実施する水質検査結果の妥当性評価については、「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドライン」(平成 24 年 9 月 6 日付け健水発 0906 第 1～4 号。以下「ガイドライン」という。)を策定し、通知しているところです。

今般、策定から 5 年が経過し、妥当性評価の手法に変更すべき点が見られたことから、ガイドラインを別添のとおり改定することとしましたので、下記事項に御留意の上、ガイドラインの活用により適切な水質管理がなされるようお願いいたします。特に、現在も妥当性評価が未実施の水道事業者等にあつては、速やかに妥当性評価を実施するようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第1. 改正の概要

1 ガイドラインの対象となる検査方法の明示（2. 本ガイドラインの対象関係）

ガイドラインの対象となる検査方法について、原則として、告示及び通知に定める検査方法のうち、機器分析による方法とした。また、「水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法」（平成15年厚生労働省告示第318号）で定める検査方法を対象から除外した。

2 検量線の妥当性評価に係る事項の追加（4. 妥当性評価の方法関係）

検量線の作成方法と評価方法を新たに追加した。

3 添加試験における真度及び精度の目標値の変更（4. 妥当性評価の方法関係）

これまで添加濃度の基準値等に対する割合で設定していた添加試験の真度及び精度の目標値について、対象物質の種類ごとに設定した。

第2. 適用時期

平成30年4月1日から適用する。